

亀山市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第 9 号

亀山市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第9号

亀山市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

亀山市教育委員会表彰規則（平成30年亀山市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（表彰） 第2条 教育機関、団体又は個人<u>（前回の被表彰者の決定の日前に死亡している者を除く。）</u>で次のいずれかに該当するもの（以下「被表彰者」という。）は、この規則の定めるところにより亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰する。 （1）～（4） [略] <u>（5） 社会体育の振興に尽力し、その功労が顕著であるもの</u> <u>（6）</u> [略]	（表彰） 第2条 教育機関、団体又は個人で次のいずれかに該当するもの（以下「被表彰者」という。）は、この規則の定めるところにより亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰する。<u>ただし、前の被表彰者の決定（第5条の規定による決定をいう。）前に死亡している個人については、表彰しない。</u> （1）～（4） [略] [号を加える。] <u>（5）</u> [略]

(表彰の時期) 第3条 表彰は、<u>2年に1回程度</u>行う。 ただし、特別の事情があるときは、 随時これを行うことができる。	(表彰の時期) 第3条 表彰は、<u>毎年11月</u>に行う。 ただし、特別の事情があるときは、 随時これを行うことができる。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。